

## 令和5年度 第1回県政参画電子アンケート

### 「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の改正案」に関するアンケート結果概要

#### 1 調査概要

- テーマ 「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の改正案」に関するアンケート
- 実施期間 令和5年4月14日～4月24日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 744名
- 回答数 429名(回答率 57.66%)

#### 2 目的・概要

鳥取県では、令和3年7月の静岡県熱海市における大規模な土砂災害による甚大な被害発生を受け、同年12月に「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(以下「条例」といいます。)」を制定(令和4年5月に施行)し、不適正な盛土等による災害発生防止を図ってきたところですが、このほど、「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」といいます。)」が令和4年5月に公布(令和5年5月に施行)され、危険な盛土が全国一律の基準で規制されることになりました。

これを受け、県では、盛土の規制を法による規制に一元化するなど、所要の条例改正を行うこととしました。

#### <参考:盛土条例の概要>

### 盛土条例（現行）の概要

【施行：R4.5.1】


#### 1. 盛土条例の概要

- ・県内全域において、一定規模以上の「盛土・切土の施工」、「斜面地の工作物設置」、「建設発生土の搬出」を行う場合は、斜面の安全に係る技術基準の審査を行い、知事の許可を必要とする。
- ・許可にあわせて、盛土等、工作物は、①中間検査、完了検査、廃止時検査を実施し、②定期報告により施工状況、工事完了後の維持管理状況の確認について、義務付ける。

#### 2. 実効性の確保

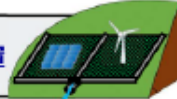
- ・罰則として、無許可行為や命令違反等に対して、最大で懲役2年以下、罰金100万円以下を科す。
- ・実効性を確保するため、罰則に加え、斜面地で行う盛土等、工作物の設置に対して、事業費の5%、又は事業区域の面積1ha当たり200万円のいずれか高い額の保証金の預託を義務付けえる。(預託金に対して県が質権を設定)

▶ 一定規模以上の**盛土・切土**  
残土処分場や宅地開発など




「面積2,000㎡以上かつ高さ1m以上」又は「高さ5m以上」

▶ 斜面地に設置する  
一定規模以上の**工作物設置**  
太陽光・風力発電施設など



「面積300㎡以上」又は「高さ15m以上」の工作物

▶ 一定規模以上の**建設発生土搬出**



500㎡以上の建設発生土を事業区域外に搬出

<参考:盛土規制法の概要>

**盛土規制法の概要** 【公布：R4. 5. 27/施行：R5. 5. 26】

1 スキマのない規制

- ・盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定し、規制区域内で行う盛土等を知事の許可対象とし、宅地造成等に伴う盛土だけではなく、残土処分、一時的な堆積も規制する。
- ・規制区域は、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の2種類とする。

宅地造成等工事規制区域	市街地や集落その周辺など人家等が存在するエリア（森林や農地も含む）
特定盛土等規制区域	市街地や集落等から離れているが、人家等に危害を及ぼしうるエリア

2 盛土等の安全性の確保

- ・盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査、③工事完了時の完了検査を実施

3 責任の所在の明確化

- ・盛土等が行われた土地は、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・災害防止に必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

4 実効性のある罰則の措置

- ・罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下を科す。

(参考) 現行の宅地造成工事規制区域

【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土

➡ 【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

<宅地造成工事規制区域（現行）のイメージ>



新制度による規制区域

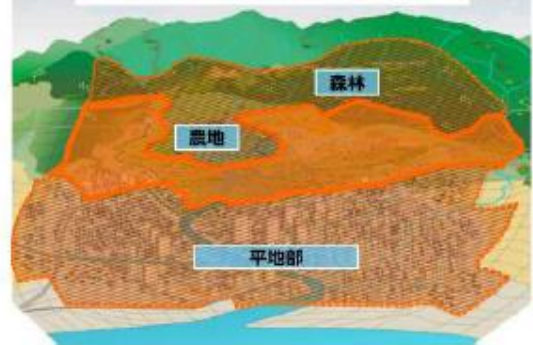
【規制対象】 ※（下線部）：規制を強化する部分

- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積

➡ 【区域指定のイメージ】

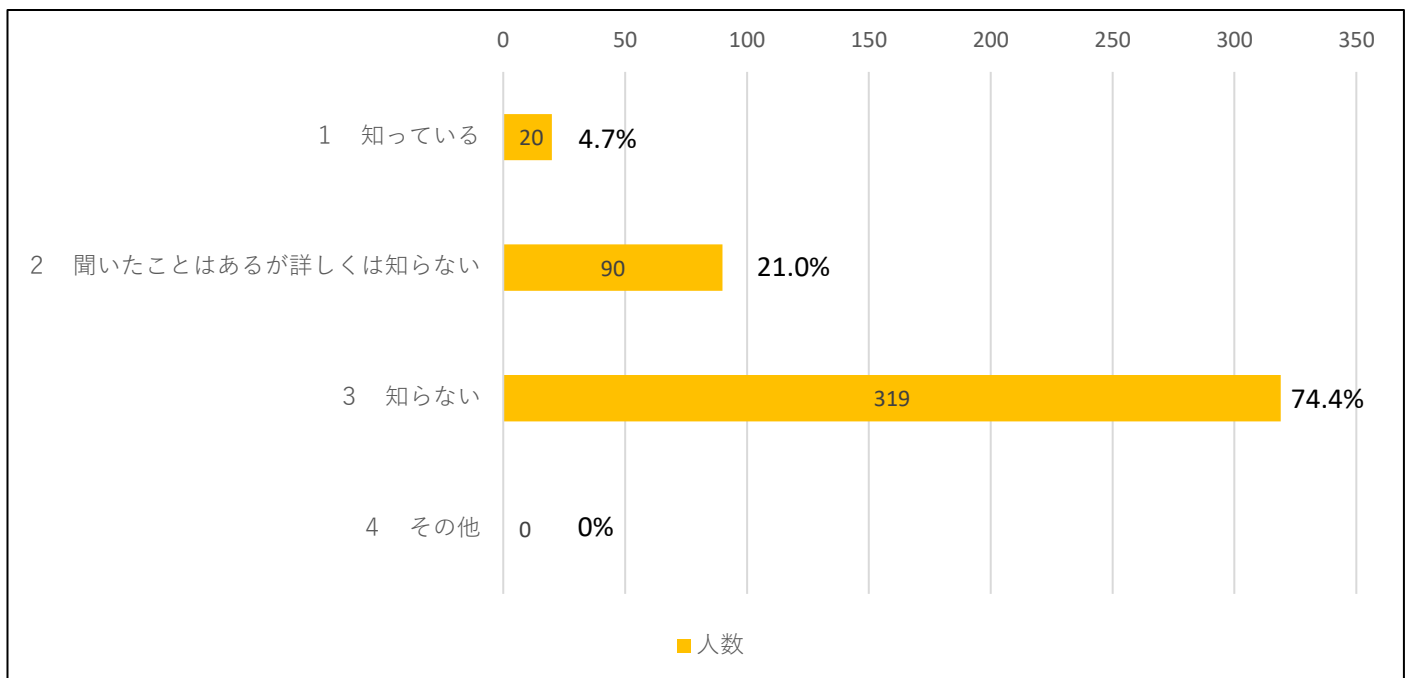
現行の宅地造成工事規制区域に加えて、土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定

<新制度による規制区域のイメージ>

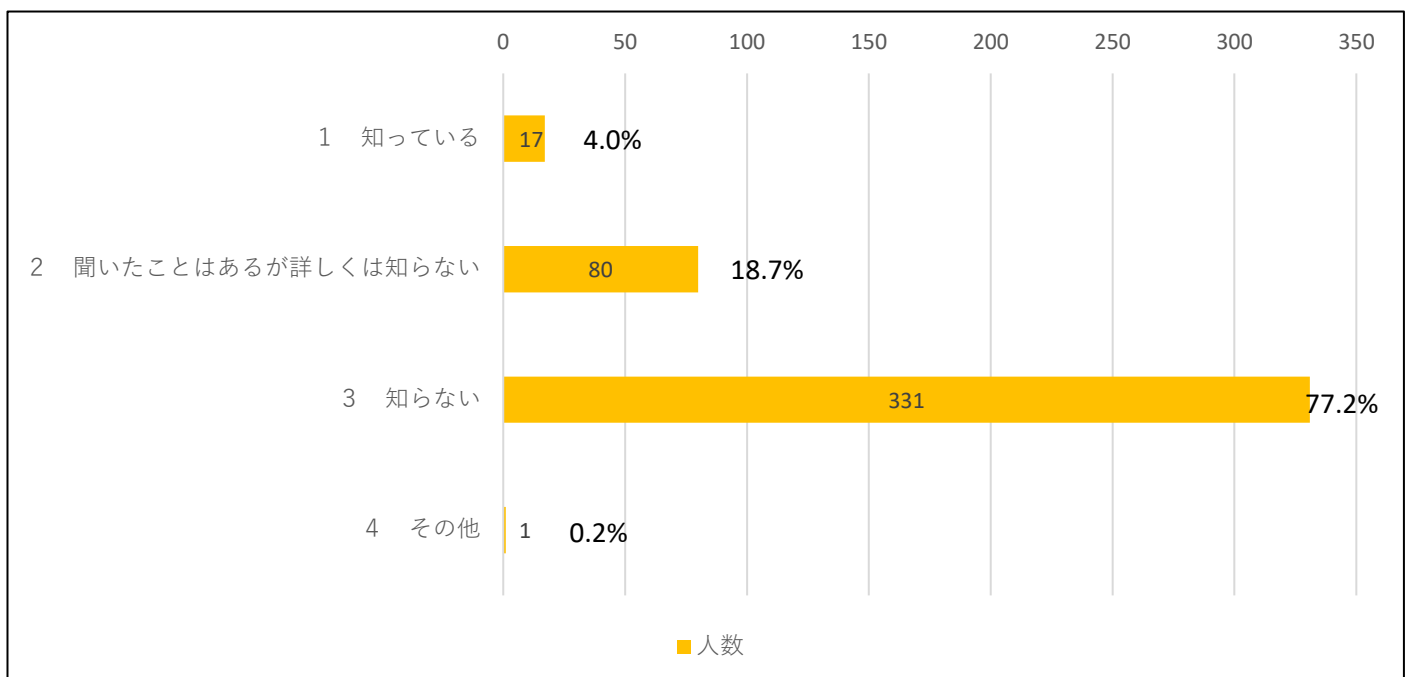


盛土規制法については国土交通省公表資料を参照 → <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

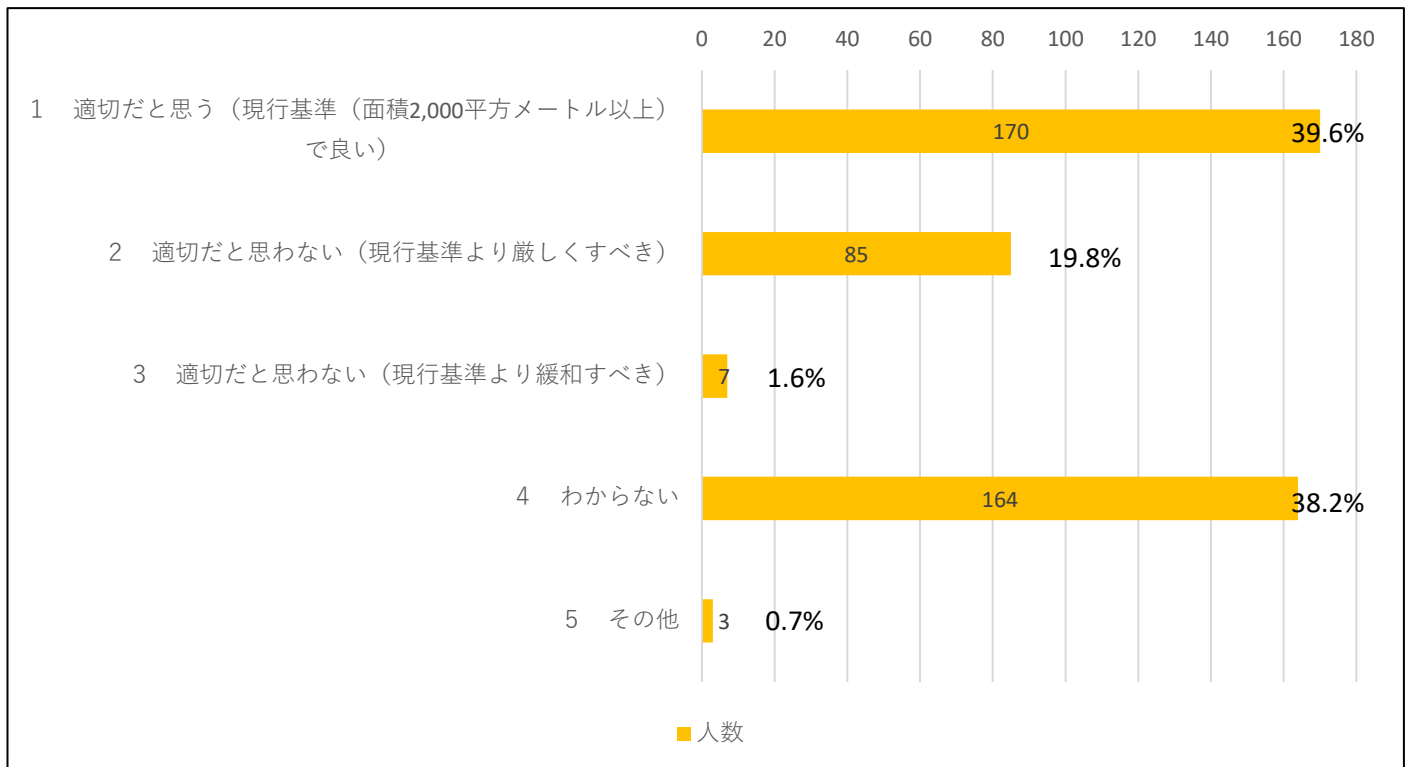
【問 1】鳥取県では、令和 3 年 12 月に「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」(以下「条例」といいます。)を制定し、盛土等の施工、斜面地における工作物(太陽光発電施設や風力発電施設など)の設置及び特定建設発生土(建築現場で発生する残土など)の搬出を許可制としていますが、このことを知っていますか。次の中から当てはまるものを 1 つ選択してください。



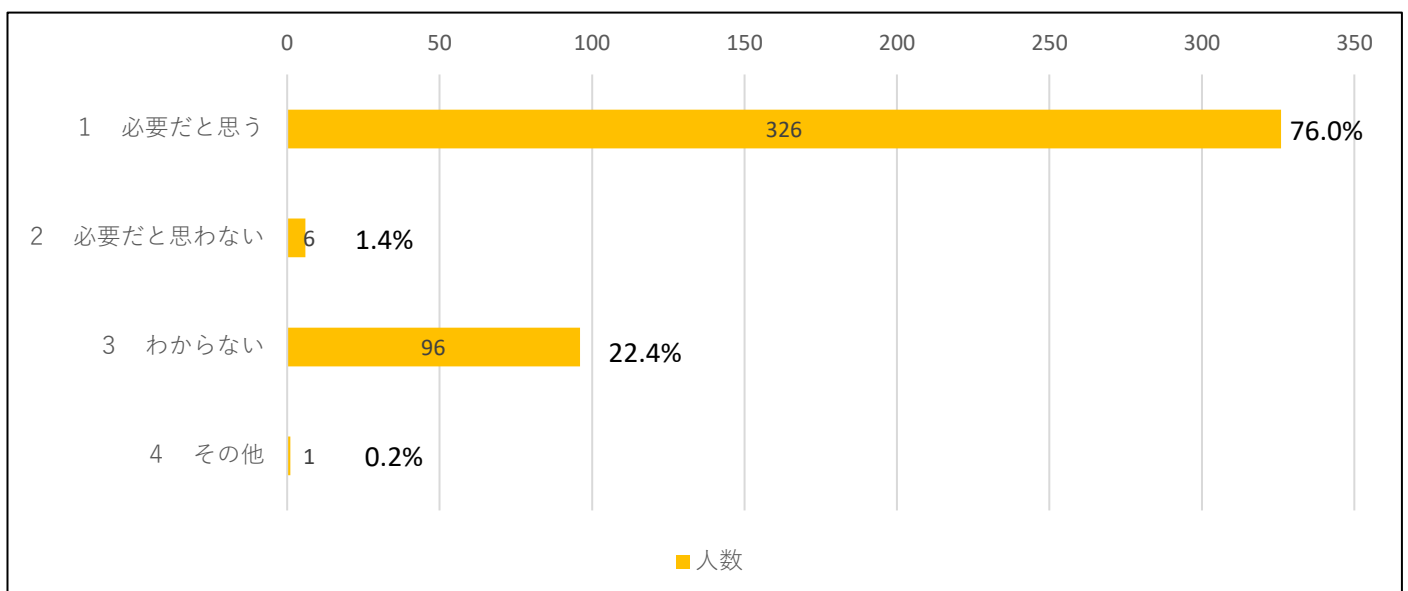
【問 2】令和 5 年 5 月 26 日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「法」といいます。)が施行され、同法により危険な盛土等が全国一律の基準で包括的に規制されることとなりますが、このことを知っていますか。次の中から当てはまるものを 1 つ選択してください。



【問 3】現行条例では、許可が必要な盛土について、面積 2,000 平方メートル以上としています。法では特定盛土等規制区域で面積 3,000 平方メートル超となっています。法による規制規模を現行条例と同水準の面積 2,000 平方メートル超に引き下げることにどう思いますか(条例改正により、基準をどのようにすべきだと思いますか)。次の中から当てはまるものを 1 つ選択してください。

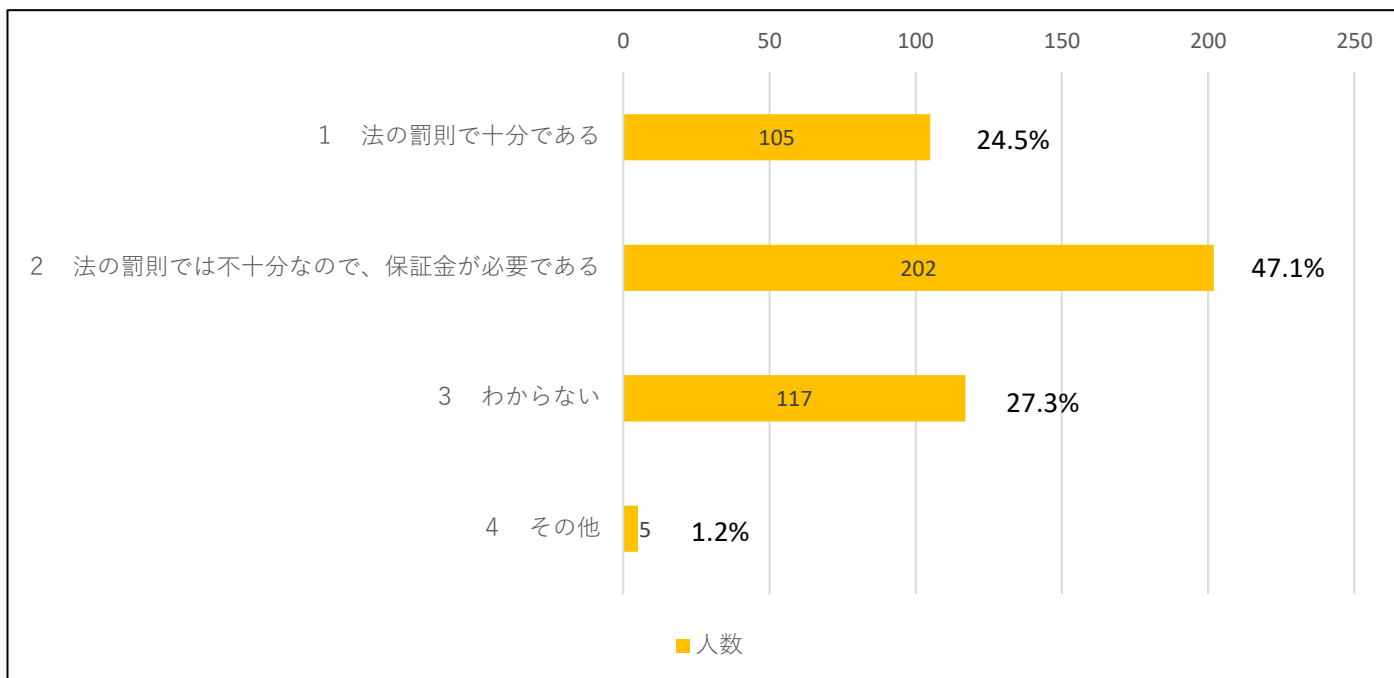


【問 4】盛土等の規制は法に一元化されますが、「斜面地の工作物設置」及び「特定建設発生土搬出」については引き続き条例により規制されます。また、斜面地の工作物設置には、引き続き「保証金の預託」、「工事完了後の定期報告」、「廃止時検査」が適用されます。このような工作物の設置、建設発生土の搬出に対する規制は必要だと思いますか。次の中から当てはまるものを 1 つ選択してください。

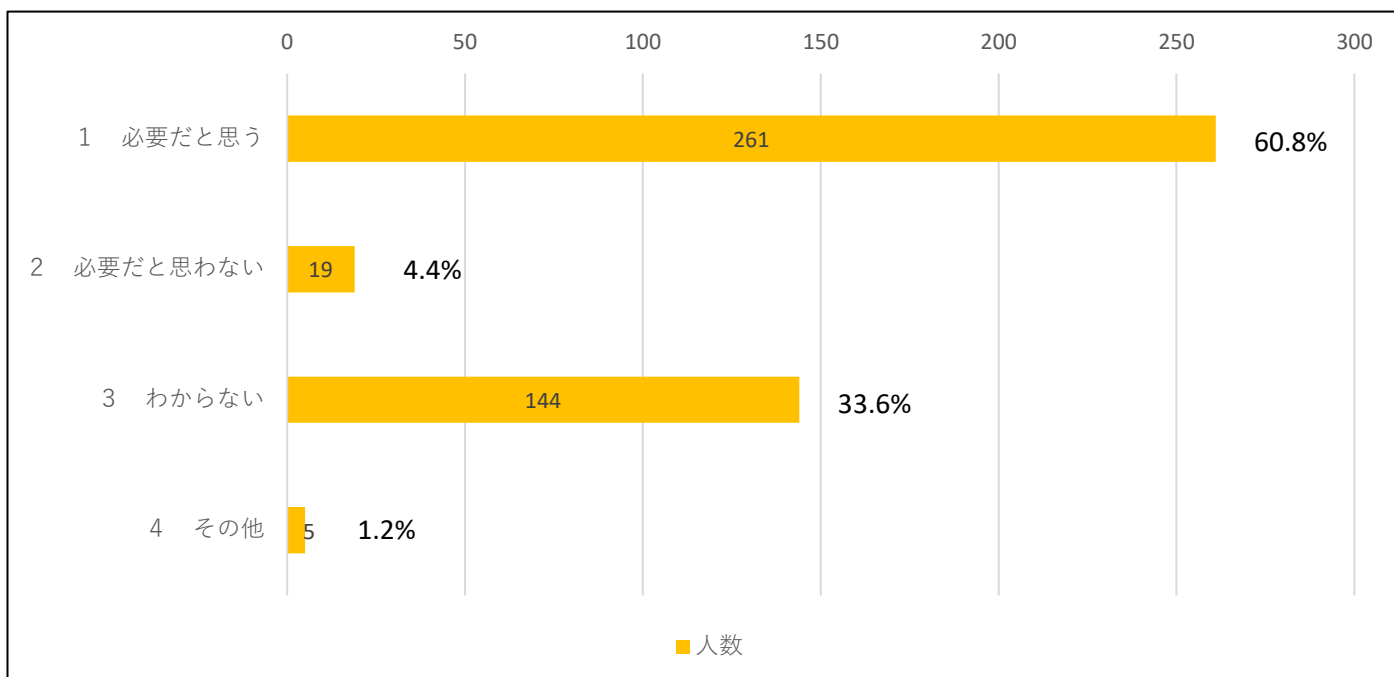




【問 5】現行条例では、不適切な盛土を防止する抑止力として、違反行為への罰則(100 万円以下の罰金又は 2 年以下の懲役)を規定し、更に許可事業者に保証金の預託(事業費の 5%又は事業区域の面積 1ha 当たり 200 万円のいずれか高い額)を義務付けています。法では、保証金の預託を義務付けることはできませんが、違反行為には罰則として最大 3 億円の罰金が科せられます。盛土の規制を法に一元化しても、法の罰則により、十分な抑止効果が期待できると考えられますか。次の中から当てはまるものを 1 つ選択してください。



【問 6】県内で残土処分する場合に搬出先とすることができる区域として、現行条例では同条例の許可を受けた区域のみを対象としていますが、建設発生土の有効活用を促進するため、条例を改正し、法による盛土等の許可不要の区域(採石法や砂利採取法の許可区域等)、盛土等により周囲との高低差が 1m以内となる区域、開発許可を受けて施工する宅地造成の区域等を追加します。条例改正により特定建設発生土の搬出先を追加することは必要と思いますか。次の中から当てはまるものを 1 つ選択してください。



【問 7】その他、条例改正に対するご意見がありましたら、ご記入ください。

※自由記載のため省略